

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終りました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終ります。

これより議案第六十一号について採決いたします。

本会に対してする委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会が委員長の報告のとおり決することには御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十一号は

委員長長の報告とおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第十三 議案第六十二号 昭和五十九年度福生市

下水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本会に対しては建設委員会に審査を付託してありますので、委員長は

報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第六十二号 福生市

下水道事業会計補正予算(第二号)について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書目の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、理事者より本会の説明があった後、質疑に入りましたが、第一点目に提出
の維持管理費中、流量計の設置に要する経費で、流量計を新たに設置
した場合に流量がふえるに伴って、基地側から問題は起らないかとの質問に對
して、基地側には前から何回か流量計が壊れいたので、かえる話をしていろいろの
問題は起らないかと思う。現在の流量計は当時市と基地側と協定をつくるため
に協議して基地側に設置したもので、使用料の条々の六条の中は汚水排水の認
定の中の三項の中に計測器をつけることとあるので、市の予算で的確に
管理して基地の使用料を把握するために市の予算で設置したという答弁があ
りました。

また、二点目に流域下水道に不明水があるが、基地内に流量計をつけるなら流域下水道にもつけるならよいではないかという質問があり、流域下水道の流量計は熊川の団地の際にあるが、これは設置してより三年半ばかりたっているが、いまの型はセンターとって管底にエアリーを出して水深をはかる方式であるが、落雷があったり管底に飛び出している部分にゴミがついたりするので計測器は、陥があるのを対策協議会に協議して改善を依頼していただきたいと思うという答弁がありました。

また、委員より、要望として、福生市以外の各市にも不明水が多いので新しい流量計をつけてもっと明確にしてもらうことが必要だろうと、ぜひ実現してもらいたい。

また、三点目には下水道整備費のうち汚水ますに要する経費九百十円の内計上であるが、新築に要する汚水ますの工事の増加に伴う経費であると思いが、供用開始告示の所に立つ新築確認の所は問題はないけれども、また、切りかえていない既存のものを解決しなければ下水道関係で公衆衛生の面からもくみ取りの問題とか清掃委託の問題等が大きく絡んでいるので新しく

建てる人の問題よりも既存のものをどう改良し進捗率を示すというところが下水道事業の推進に一番大事なところであるのでぜひ早急に実現してもらいたいという要望もあり、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決するべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審直報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終りました。

これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終りました。

これより議案第六十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十二号は、委員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第十四 議案第六十三号 昭和五十九年度福生市受託水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本会については建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第六十三号について審査報告をさせていただきます。

日お、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

この補正は受託水道事業費の水道改良費で二千七百九十二万三千四百三十三カ所ほどの配水管等の増径布設などの工事であります。下水道管及び舗装工事の先行工事を铸铁管に布設などをする工事費であるとの説明があった

後、委員より、水道施設の改良に要する経費で、その三カ所のうち二カ所は

すでにやっているという説明があったが、その辺はどうかとの質問に対して、所長

より、御指摘された工事につきましては現在の予算の中から工事はやっているが、

道路の凍結を急遽舗装しなければならぬ工事と下水道との関連で生じ

た工事に対して東京都の指導で工事を先行させていたため、今回の補正となっ

たわけであるとの答弁があり、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可

決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第六十三号について採決いたします。

本会に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会不日委員長の報告により決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。

よって議案第六十三号は、委員長の報告により可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第十五 議案第六十四号 市道路線の廃止について、議題といたします。

本会不日については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君)

御指名がございましたので、議案第六十四号について、

審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

本件を審査する前に当たりまして、現地を踏査し審査に入りました。

この路線は市道一五六号線と一五七号線で青梅線の工事にぶつかる行きどまりの狭い道路で公道として交通の用に供する道路であるとの説明があった。質疑に入りまして、このような廃止しようという路線はどのくらいあるのか、また、議会の認定を得てから市に移管されて権利者に払ひ下げるまでに何年くらいかかるかとの質問に対して、約二十本はあると思う。また、関係する権利者等の調教正等に関する問題が出てくると御指摘のように一年ぐらいかかってしまう事例もあるが、今回の場合は一応関係権利者と市当局とで折衝した関係で半年ぐらひでできると思うという答弁があり、お諮りしましたところ、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第六十四号について採決いたします。

本案に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君)

御異議なしと認めます。

よって議案第六十四号は、

委員長長の報告どおり可決されました。

○議長(田村中郎君)

日程第十六 陳情第五十九—三三— 少額貯蓄非課税

制度の現行維持に関する陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から

報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君)

御指名でござりますので陳情第五十九—三三—

少額貯蓄非課税制度の現行維持に関する陳情書について審査報告と
その概要を御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

委員より、この件は現在政府の税制調査会において審議を重ねている段
階ではあるが、聞くところによると、**優**を廃止して一割を課税するという意見

も出ておりますので、さういふことからこの陳情が出てきたものと考えられると。

偏見あれば真実いなしと言いますが、一日一円でも二円でも貯金としておかけれ
ばならぬ時代にあつて、郵便貯金、**優**などの少額貯蓄非課税制度の全廃

を言ふた見直しを進めているところといふことは市民感情からして問題だと思ふ。

二十六市中はとどの巾が市に提案され現在審議中といふことですが、

機を逸するといふことはいさゝか問題がありますので、本件は採択すべきかと

思ふとの意見が出されて、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく本

案は採択すべきものと決定をした次第でござります。

当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審

直報告とされていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより陳情第五十九ー三三号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採決であります。

お諮りいたします。

本件は委員長長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって陳情第五十九ー三三号は
委員長長の報告どおり採決とすることに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 二時五十分まで休憩をといたします。

午後一時五十一分 休憩

午後二時六分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十七 議案第七十四号(仮称)田園地区学習等供用施設及び児童館建築工事請負契約を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第七十四号(仮称)田園地区学習等供用施設及び児童館建築工事請負契約につきまして説明申し上げます。

本件は、社会教育施設及び児童福祉施設整備の一環といたしまして、仮称田園地区学習等供用施設及び児童館の建築工事を施工いたすべく、その予定価格が九千万円を超え、その為、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の御同意を得るべく提案申し上げます。

われでは、まず当該工事の概要につきまして説明申し上げます。

本工事は鉄筋コンクリートづくり一部二階建てでございまして、建築面積は、学習等供用施設部分が二階建てで五百九十四・〇五平方メートル、児童館部分の平家建てで三百二十二平方メートル、両施設合わせまして九百十六・〇五平方メートルでございします。

また、利用施設の主な内訳を申し上げますと、学習等供用施設につきましては一階に集会室、保育室、事務室等と、二階には学習室、休養室、休憩室等を配置をいたしまして、さらに児童館には遊戯室、育成室、工作室等を配置いたすことと相なっております。

以上が工事の概要でございしますが、次に契約につきまして説明申し上げます。契約の関係につきましては本議案本に記載のとおりでございまして、契約の目的は飯沼田園地区学習等供用施設及び児童館建築工事。契約の方法は指名競争入札による契約でございします。契約の金額は一億五千五百四十円と相なっております。なお、この入札の経過につきましては二面に添付してございします資料のとおりでございしますので御参考用に供していただくたいと存じます。

次に工期でございしますが、契約確定の日から昭和六十年三月二十五日までと相なっております。

契約の相手方は東京都福生市志茂一六一番地 田村建設工業株式会社 代表取締役 田村誠一でございします。

なお、本件は建築本体だけの契約の御同意をうけようとしていたものでございしますけれども、関連工事を同時に分離発注としております。御参考までにその内容につきまして補足を添付いたしております。

まず除湿温度保持設備工事でございしますが、これは八重洲工業株式会社に金額をいたしまして三千九十六万円をもちまして契約を予定しております。次に電気設備工事でございしますけれども、これは株式会社長谷川電気と二千四百八十万円をもちまして契約を予定しております。また給排水衛生設備でございしますけれども、これは株式会社森林工業所と一千二百二十五万円をもちまして契約を予定しております。以上、関連工事を含めまして合計契約金額は二億一千七百五十一万円と相なおります。

なお、本工事の施工管理委託でございしますが、株式会社古賀建築事務所と二百八十四万九千円をもちまして契約をいたす予定でございします。

以上、おことに雑駁でございましたが、議案第七十四号の説明にかえらせていただきます。

よろしく慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第七十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十四号は、原

案どおり同意されました。

○議長(田村市郎君) 日程第十八、議案第七十五号、福生市助役の選任についてを

議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 御指名をいただきましたので、議案第七十五号について提案理由

の説明を申し上げます。

現在、助役であります、古谷徳男君は九月二十四日をもって四年間の任期が満了するわけでございます。私といたしましても、助役として貴重な経験を積まれ、行政に

了した事務に精通し、優秀な人物である古谷徳男君が最も適任者と存じまして、引き続き助役とする旨御同意をいただきたく御提案申し上げた次第でございます。

なお、履歴につきましては、お手元の議案書に添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

よろしく御審議をいただきまして御可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明にかえらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第七十五号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十五号は、原

案のとおり同意されました。

ここで古谷徳男君からごあいさつをお願いいたします。

○助役(古谷徳男君) 貴重な時間をお割りいただきましたことにありがとうございます。

よう。

ただいまは私の助役選任の議案に付しまして御同意をいただき、本当にありがとうございます。私も四年間何となく職責を果たしてきたわけでございます。

さらに後御同意をいただいたわけでございます。発令がなされた後にはその職

責の重大さを踏まえまして、微力でございますけれども、誠心誠意その職責を全

ういたします覚悟でございます。

議員の皆様方にはどうか格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い

いたします。お願いを申し上げます。かえさしていただきます。(拍手)

○議長(田村市郎君) 日程第十九議案第七十六号福生市教育委員会委

員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 御指名をいただきましたので議案第七十六号福生市教

育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

現在、福生市教育委員会委員であります高崎彌太郎氏は今月十八

年間、教育委員としてリッパに務められた高崎彌太郎氏を最も適任者

と存じまして引き続きお願いしたいと考えて本案を提案したわけでございます。

なお、履歴につきましてはお手元の議案書に添付してございますのでごらんいただければと思っております。

よろしく御審議をいただきまして御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第七十六号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十六号は、原

案のとおり同意されました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十 議案第七十七号 福生市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 御指名をいただきましたので議案第七十七号 福生市教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

現在、福生市教育委員会委員であります森田 猛君は今月末の任期でござります。私といたしましても過去四年間教育委員として、また、教育長として教育行政に精通した優秀な人物である森田 猛君の適任であると思ひ、再度教育委員会委員となる旨御同意をいただきたくお願い申し上げます。

なお、履歴につきましてはお手元の議案書に添付してございますのでごらんいただきたいと思います。